

障害者総合支援法に基づく『グループホームふくろう』運営規定  
(共同生活援助)

(事業の目的)

第1条 「社会福祉法人明康会」が設置する「グループホームふくろう」(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居(障害者総合支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第15項に規定する共同生活を営むべき住居という。)において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 グループホームふくろう
- (2)所在地 茨城県つくば市北条字中町裏 4456 番 2
- (3)共同生活住居

名称	所在地
グループホームふくろう	茨城県つくば市北条字中町裏 4456 番 2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省令に定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

- (1)管理者…常勤職員 1 名(兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。

(2) サービス管理責任者…常勤職員 1 名(兼務)

サービス管理責任者は、利用者の共同生活援助計画を作成するとともに、サービス内容の評価、日中活動サービス事業所との連絡調整等、他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行う。

(3) 世話人…常勤職員 3 名(兼務)

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員…常勤職員 2 名(兼務)

生活支援員は、利用者に対し、入浴、排せつ、食事等に関する介護を行うものとする。

(入居定員)

第5条 事業所の入居者の定員は、6 名とする。

(共同生活援助を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において共同生活援助を提供する、主たる対象者は、次のとおりとする。

知的障害者および精神障害者

(共同生活援助の内容)

第7条 事業所で行う共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者に対する相談

(2) 食事の提供

(3) 健康管理・金銭管理の援助

(4) 余暇活動の支援

(5) 緊急時の対応

(6) 職場等との連絡調整

(7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

(8) 一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービスの提供(以下、「体験的な利用」という。)

(利用者からの受領する費用の額等)

第8条 指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、毎月末日に当該月分を利用者から徴収し、毎年3月末日に清算し、残金が生じた時は、利用者によるその残金を返還するものとする。

(1)家賃 月額 32,000円

(2)光熱水費 月額 10,000円

(3)食材料費 月額 15,000円

(4)金銭管理費 月額 500円

(5)日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者により負担させることが適当と認められる者。…実費負担

4 前3項に規定する額の支払いを受けた時は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、次の事項を守り、地域住民の一人として責任ある行動をとり、地域から信頼と協力が得られるよう努める。

(1)身だしなみに気を付ける。

(2)私物や居室の整理整頓に心がけ、清潔を保つ。

(3)共用空間(食堂、廊下、玄関、浴室、トイレ等)は共同で清潔を保ち、今日物品(冷蔵庫、テレビ、電子レンジ、洗濯機、掃除機等)を大切に使用する。

(故意に破損した場合は補償が必要となる場合がある。)

(4)世話人と協力し、自らできることは自ら行う。

(5)お互い助け合い、協力し、約束を守り、明るく楽しい共同生活を送れるよう努める。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者(体験的な利用に係る利用者を除く。)が同一の月に事業所が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けた時は、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、休出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第13条 事業所は、提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類のその他の物件の検査に応じ、および利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項のきていにより都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の記録、帳簿書類のその他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、および利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

#### (事故発生時の対応)

第14条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市長、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供に伴って当時業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

#### (虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

2 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

#### (身体拘束等の禁止)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1)採用時研修 採用後1か月以内
- (2)継続研修 年2回

2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は「社会福祉法人明康会」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成27年3月1日から施行する。

平成29年4月1日一部変更

令和 4年4月1日一部変更